

**公益財団法人 みずほ教育福祉財団**  
**役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程**

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人みずほ教育福祉財団の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第26条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上勤務する者をいう。
- (4) 評議員等とは、評議員及び役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額の決定)

**第3条** この法人は、評議員等の職務遂行の対価として、次に定める報酬等を支給することができる。ただし、評議員等本人から辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- (1) この法人の評議員には、定款第15条に定める総額の範囲において、評議員会その他この法人の主催する会議等への出席に係る対価として、1人1回につき2万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。
- (2) この法人の役員には、理事会その他この法人の主催する会議等への出席に係る対価として、1人1回につき2万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、監事に対しては、監事監査ごとに1人1回につき3万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。
- (4) なお、この法人の常勤役員が、他の組織・団体の囑託等として報酬を得ている場合には、この法人から報酬等を支給しないこととする。

(報酬等の支給方法)

**第4条** 評議員等の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、支給要件の発生の都度、本人へ直接支給、又は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

**第5条** この法人は、評議員等にその職務の執行にあたって負担した費用については、その実費相当額を費用として支給することができる。

(改正)

**第6条** この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、この法人の設立の登記の日から施行する。